5　各締約国は、1及び3の規定に基づき解放を停止された物品であって権限のある当局により侵害物品であると認定されたものが権利者の同意なく自由な流通に解放されないこと及び当該物品が自国の法令に従って廃棄されることを確保する。

6　各締約国は、権利者が、1及び3の規定に基づき解放を停止された物品であって侵害物品であると認定されたものの保管及び廃棄の手数料及び費用を不合理に負担する必要がないことを確保する。

7　各締約国の権限のある当局は、権利者が、適当な場合であって自国の法令が許容する限度において、3の規定に基づき解放を停止された物品の見本を当該権利者の費用負担によって分析することができるようにする。

8　各締約国は、異議がない場合において自国の法令に定める条件に従って用いられる簡易な手続であって、権限のある当局が解放を停止された物品を押収又は廃棄するためのものを制定する。

第百二十四条　民事上の救済に係る権利行使

1　各締約国は、権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

2　この条の規定の適用上、「権利者」には、不正競争行為を防止する各締約国の法令により保護される利益を有する者を含める。

3　故意又は過失による権利者の知的財産権の侵害に起因する損害の賠償を当該権利者が侵害者に対し請求する場合には、適用可能な場合には、実際の損害を計算することができるか否かを問わず、例えば次の要素を考慮に入れて計算した金額が、当該侵害に起因する損害の額であると推定することができる。

(a)　実際に第三者に譲渡された物品であって、権利者の知的財産権を侵害するものの数量及び侵害行為がなければ権利者により販売することができたであろう物品の単位数量当たりの利益の額

(b)　侵害行為により侵害者が獲得した利益の額

4　各締約国は、関連する事実の性質上、知的財産権の権利者が実際に被った経済的損害を立証することが極めて困難な場合には、自国の法令に従って可能な限り、自国の司法当局が当該司法当局に提出された証拠を全体として根拠とすることにより損害賠償額を認定する権限を有することを確保する。

第百二十五条　刑事上の制裁に係る権利行使

1　各締約国は、少なくとも故意により商業的規模で行われる次の行為に関し、当該行為について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

(a)　特許権、実用新案権（自国の法令に規定する場合に限る。）、意匠権、商標権、著作権若しくは関連する権利又は植物の新品種に関する権利の侵害

(b)　集積回路の回路配置に関する権利の侵害

(c)　第百二十条4に規定する開示されていない情報の開示（自国の法令に規定する範囲に限る。）

(d)(i)　第百二十条2(c)から(f)までに規定する不正競争行為

(ii)　第百十九条3(a)(i)及び(ii)並びに同条3(b)から(d)までに規定する地理的表示及び関連する表示の使用（ただし、同条3(d)に規定する使用については、同条3(a)(iii)の規定が適用されない場合に限る。）

(iii)　第百十九条2(g)(i)及び(iii)に規定する地理的表示及び関連する表示の使用（自国の法令に規定する範囲に限る。）

2　物品を輸入し、輸出し、又は通過させる行為であって、1(a)又は(d)に規定する行為を構成するものは、1に規定する刑事上の手続及び刑罰の対象とする。第百二十三条2の規定は、この2の規定について適用する。

3　各締約国は、自国の法令が許容する場合には、1(a)、(b)及び(d)に掲げる犯罪であって、企業の活動に関連して又は商業的規模で行われるものに対する一層厳重な又は別個の刑罰を定める。

4　各締約国は、特許権、実用新案権（自国の法令に規定する場合に限る。）、意匠権、商標権若しくは植物の新品種に関する権利に対し、故意により商業的規模で行われる侵害の場合又は故意により商業的規模で行われる第百二十条2(c)から(f)までに規定する不正競争行為（自国の法令に規定する範囲に限る。）の場合については、自国の権限のある当局が、権利を侵害された権利者による告訴を必要とすることなく、職権により訴追を行うことができることを確保する。

5　各締約国は、次の行為が組織的な犯罪集団により行われる場合には、自国の司法当局が犯罪収益及び当該犯罪収益から生ずる財産を自国の法令に従って没収する権限を有することを確保する。

(a)　特許権、商標権又は著作権若しくは関連する権利の侵害

(b)　知的財産権の侵害に関連する関税法上の違反

6　各締約国は、特定の商品について自国で登録されている商標と同一の商標又はその基本的側面において当該登録されている商標と類似の若しくは識別できない商標を付されるラベルが、当該登録されている商標の指定商品又は当該指定商品と類似の商品に使用されることが意図されている場合には、当該ラベルの故意による商業的規模での輸入について適用される刑罰を定める。

第百二十六条　インターネット・サービス・プロバイダ

1　各締約国は、知的財産権を侵害するコンテンツから権利者の権利を保護するに当たりインターネット・サービス・プロバイダが権利者と協力することを奨励するため、インターネット・サービス・プロバイダが情報送信者との契約により自己のインターネット・ウェブサイトに掲載したコンテンツにより、権利者の知的財産権が侵害されるとの主張を当該権利者が当該インターネット・サービス・プロバイダに対して行う場合には、当該インターネット・サービス・プロバイダにより関係当事者が従うべき手続が遵守されていることを条件として、当該インターネット・サービス・プロバイダが当該コンテンツの削除について不当な責任を負うことを防止するための措置を定める。

2　各締約国は、権利者が自己の知的財産権を侵害するものと正当な理由をもって主張するコンテンツについてインターネット・サービス・プロバイダに対し有効な通知をした場合には、当該権利者が情報送信者の身元関係事項に関する情報を当該インターネット・サービス・プロバイダから迅速に入手することができるようにする。

第百二十七条　協力

1　両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野において協力する。そのような協力に当たっては、知的財産に関する事項についての両締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含めるものとする。

2　両締約国は、知的財産権に関する調和、管理及び行使に関する将来の国際条約に関連する活動並びに世界貿易機関及びＷＩＰＯを含む国際機関における活動についての協力に努める。

3　第十四章の規定は、この条の規定については、適用しない。

第百二十八条　知的財産に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。